

Zenken通信 (vol. 6)

▽ 今回のお届け情報

Title: 神奈川県「現場代理人の兼務範囲を拡大」

Outline

添付資料P1~2

○神奈川県は、県内中小建設企業の受注機会の拡大を図るため、現場代理人が兼務できる工事の範囲を拡大するとともに、工事現場の常駐要件も弾力的に運用することとした。

- ①兼務できる工事規模を拡大 250万円以下 ⇒ 1,000万円未満
- ②兼務する各々の工事現場に連絡員を置くことで、現場代理人が一時的に工事現場を離れることも認める。

担 当 : 事業企画課 林

Title: 横浜市「現場代理人の常駐義務を緩和」

Outline

添付資料P3~4

○横浜市は、緊急経済対策として、ゼロ市債を活用し来年度の発注予定工事を前倒しで発注するが、建設企業の現場代理人不足に配慮し、特例措置として、一定要件を満たす工事を対象に現場代理人の常駐義務を緩和することとした。

- ①対象工事
2月4日以降に公告されるゼロ市債対象工事で、予定価格が2,500万円未満の工事
- ②特例措置
 - ア)上記①の対象工事の現場代理人は、現在施工中で3月末までに竣工する工事のうち、一定要件を満たす工事の現場代理人との兼任を認める。
 - イ)一定要件を満たせば、上記①の対象工事同士の組合せによる現場代理人の兼務を認める。
 - ウ)上記ア)及びイ)の併用を認める。

※詳細については、添付資料でご確認下さい。

担 当 : 事業企画課 林



更新年月日・2009年2月6日

▽ 現場代理人が兼務できる工事の範囲を拡大し、工事現場の常駐要件を弾力的に運用します。**＜従前の現場代理人が兼務できる工事＞**

神奈川県が発注する工事に配置する現場代理人については、従前、同一の発注者と契約する250万円以下の2件の工事に限り、作業期間中は工事現場に常に滞在していることを条件に、兼務することができることとしていました。

＜対象工事の範囲の拡大＞

この現場代理人の兼務について、現下の厳しい社会経済情勢を踏まえ、県内中小建設業者の受注機会の拡大を図るため、兼務することができる工事の範囲を次のとおり拡大するとともに、工事現場の常駐要件を弾力的に運用することとし、平成21年1月28日以降に発注する工事案件から適用を開始することにしました。

現場代理人が兼務できる工事

新たに契約する工事の契約額(税込み)が1,000万円(建築工事の場合は、500万円)未満で、次の条件をすべて満たす場合に、兼務することができます。

- 1 兼務する各々の工事に連絡員を定め、現場代理人が作業期間中に工事現場を離れる場合は、連絡員は工事現場に滞在し、発注者との連絡に支障をきたさないこと。
- 2 現に現場代理人を兼務していないこと。(兼務は2件まで。)
- 3 現に現場代理人である工事の発注者は、神奈川県の同一部局であること。
- 4 現に現場代理人である工事の契約額(税込み)は、1,000万円(建築工事の場合は、500万円)未満であること。
- 5 現に現場代理人である工事の発注者が、現場代理人の兼務を承認すること。

※上記の条件に係わらず、発注者の判断で現場代理人の兼務を認めない場合には、入札公告(工事別発注概要書)に現場代理人兼務に関する記載はされていないので、ご注意ください。

＜既契約工事間の兼務への適用除外＞

現場代理人の兼務は、適用日以降に発注する工事の請負者となった場合に限り可能となります。既に契約し異なる現場代理人を置いている2件の工事について、一方の工事の現場代理人を変更して他方の工事の現場代理人を兼務させることはできません。

＜落札候補者への事後審査＞

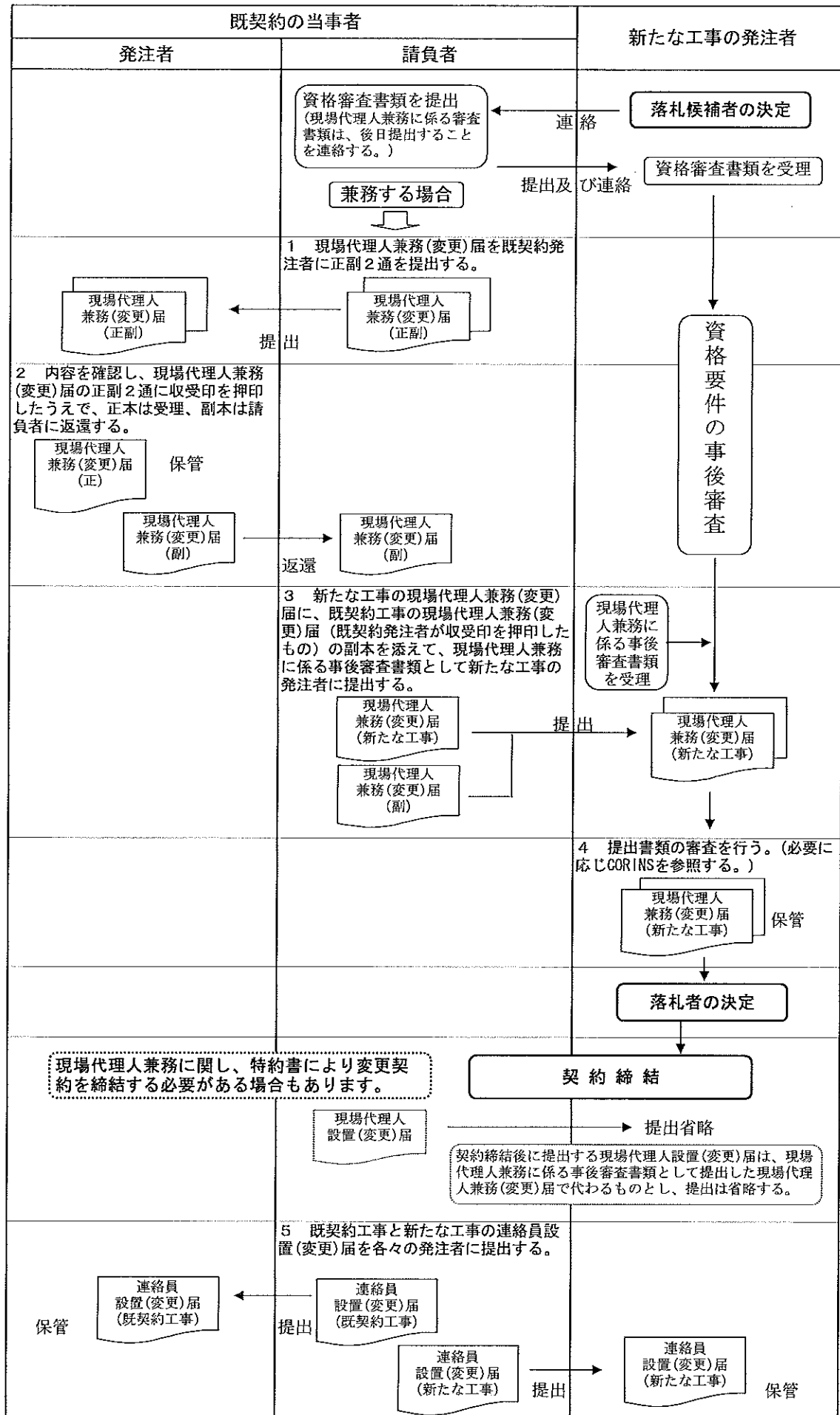
現場代理人を兼務させる場合は、入札公告(工事別発注概要書)の記載のとおり、落札候補者の事後審査の際に、現に現場代理人である工事の発注者が兼務を承認していることを証する書類(現場代理人兼務届)の提出が必要となります。

＜県公共工事標準請負契約約款への追加事項＞

現場代理人が兼務する工事については、神奈川県公共工事標準請負契約約款に兼務に関する必要な事項(連絡員等)を定めた特記事項を追加し、請負契約を締結することになります。

事務手続きの流れ(フロー図)(PDFファイル)

現場代理人を兼務させる場合の事務処理（条件付き一般競争入札）



現場代理人の常駐義務の緩和措置について (平成 21 年 3 月 31 日までの特例措置)

横浜市の緊急経済対策に係る取組みの一環として、平成 21 年度発注予定の工事の一部について、平成 21 年度すぐの着工及び前払いを可能とするなどのため、平成 20 年度に前倒し発注を行います。このようなことを踏まえ、入札参加事業者の平成 20 年度中の現場代理人の確保に支障をきたさないために、特例措置として、平成 21 年 3 月 31 日までに限り、次のとおり現場代理人の常駐義務を緩和しますので、お知らせします。

1 対象工事

平成21年2月4日以降に公告を行う、工事件名に「ゼロ市対象工事」と記載されている予定価格(税込み)2,500万円未満の工事

2 上記1の対象工事と平成21年3月31日までに竣工する工事の現場代理人の兼任に係る特例措置

上記1の対象工事の現場代理人は、平成21年3月31日までに限り、同一工事監督課の「次の①から③のいずれかの工事」の現場代理人と兼任できるものとします。

- ① 平成21年3月31日までに竣工する工事で、現場代理人の兼任を行っている工事。
- ② 平成21年3月31日までに竣工する工事で、現場代理人の兼任を行っていない請負金額(税込み)1,000万円未満の、工事場所が特定されている工事(現場代理人の兼任を認めていない工事を含む。)
- ③ 平成21年3月31日までに竣工する工事で、現場代理人の兼任を行っていない請負金額(税込み)2,500万円未満の、工事件名あるいは場所に「管内」と記載のある等、工事場所が特定されていない工事(現場代理人の兼任を認めていない工事を含む。)

3 上記1の対象工事同士の組合せによる現場代理人の兼任に係る特例措置

上記1の対象工事同士の組合せによる現場代理人の兼任は、従来どおり次の要件を満たす場合のみとしますが、上記2の特例措置による兼任も併せて行うことができるものとします。

- (1) 同一工事監督課の工事であるもの。
 - (2) 以下のいずれかに該当する場合(予定価格は「税込み」金額)。
 - ① 予定価格(税込み)が2,500万円未満であり、工事件名あるいは場所に「管内」と記載のある等、工事場所が特定されていないもの(以下「管内もの」という。)同士の組み合わせ。
 - ② 予定価格(税込み)が1,000万円未満の、工事場所が特定されている工事(以下「一本もの」という。)同士の組み合わせ。
 - ③ 予定価格(税込み)が2,500万円未満の「管内もの」及び1,000万円未満の「一本もの」の組み合わせ。
 - (3) 兼任出来る工事は、2件まで。

ただし、工事現場への出勤体制について制限を設けている工事、緊急性のある工事(応急修理工事など)、及び設計変更で2,500万円(税込み)以上となった工事以外のもの。

4 現場説明書の記載事項について

上記1の対象工事の現場説明書に記載の次の規定は、平成21年4月1日以降に適用し、平成21年3月31日までは、上記2又は3の特例措置によるものとします。

本件は、工事請負契約約款第11条2項に規定する現場代理人の工事現場への常駐義務につき、特に甲が認めた（他の工事と兼任できる）場合に（該当します ・ 該当しません）。
ただし、該当する場合、本工事と兼任できるのは、本工事と同一工事監督課であり、本市の定める条件に該当するもの1件に限ります。

5 手続き等

契約締結後、現場代理人等選定通知書に、当該現場代理人が兼任する工事件名を記載し、工事監督課に提出してください。

6 その他

本特例措置に基づく請負事業者からの現場代理人の兼任の申出（上記5の現場代理人等選定通知書の提出を含む。）があった場合、上記2の「平成21年3月31日までに竣工する工事」の現場代理人に係る施工条件は、当該工事の現場説明書の記載にかかわらず、本特例措置の範囲内で現場代理人の兼任ができるものとし、本市と請負事業者との間において合意するものとします。

（問い合わせ先）
行政運営調整局契約第一課
電話：045-671-2246